

## 第Ⅲ部

### みんなで取り組む組織的支援実践編

# 03

5章 園内体制をつくろう

6章 保護者と一緒に取り組もう

7章 関係機関と連携しよう

8章 就学に向けた支援をしよう

発達障害の可能性のある子どもは、どの幼稚園・保育所にも在籍しています。ある一部の学級だけが、環境を整え、刺激の整理等に取り組んでも、他の学級がばらばらの取組をしていると、教室から1歩出たところで、取組の成果が崩れてしまいます。支援の効果が薄くなってしまえばかりか、子どもが混乱してしまいます。

そこで、全職員の共通理解のもと、統一した取組が重要となってきます。

第5章では、そうした園の体制づくりのポイントを掲載しました。

また、第6章では、子どもの苦手さや不安感をどのように保護者に伝え、一緒に取り組んでもらうためには、どのようなことを配慮すればよいか、についてまとめました。

早い段階で、専門相談機関や医療機関につなげることは大切ですが、あせってはいけません。逆に、保護者がまだ子どもの困り感に気がついていないので、少しずつ伝えていこうと思うあまり、根拠のない「大丈夫」を繰り返してもいけません。

子どもが幼稚園・保育所を卒園するときに、保護者が、「我が子は、他の子に比べて、〇〇がすぐにできなかったり、不安や緊張が強かったりするけれど、周りの人が正しく理解し、適切な支援をすれば、小さな自信を持ちながら、生き生きと生活することができる！！小学校でもきっと頑張れるだろう」と、思ってもらえるように、協働していきたいものです。「障害の受容」は、一朝一夕にできるものではありません。長い経過（プロセス）の中で出来上がってくるものだと思えましょう。

#### <用語説明>

##### ■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のために、主に、校内委員会・校内研修会の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う者をさす。

## Q 39 ~ Q 41

Q39 「園長・所長のリーダーシップ」とは、具体的にどのようなことですか。

Q40 「チーム支援」とは、具体的にどのようなことですか。

Q41 研修を実施したいのですが、どのようなことを考慮すればよいですか。

### <園長・所長のリーダーシップ>

保育の質を高め子どもも保育士も一人一人輝ける職場作りを基本とします。

子どものクラス編成・担任（担当）決めは重要になってきます。各リーダーで話し合いをし、園長・所長は責任を持って最終決定し、職員が納得してスタートできるようにします。

保育士一人一人がスキルアップして、子どもと保護者に責任を持って保育できる人材育成が重要になってきます。

園長・所長は保育士が子どもにどのようにかかわっているのか把握します。かかわりがうまくいっている時には具体的にほめて自信を持たせ、うまくいっていない時には「こんな考え方もあるね」と、正しい方向と一緒に考えていきます。その中で、園として大事にしたい視点を発信していくことで大事にしたいことが共有できていきます。保護者との関係や専門機関との連携をしっかりとっておき、「困ったり何かあったりしたら、いつでも声をかけてね。」と、安心して自信を持って保育できることが人材育成につながっていくと考えます。

保育はクラスや担当だけで進めていくものではありません。それぞれの保育士と協働して、チームとして子どもを育てていく組織づくりが大切になってきます。

### <チーム支援>

担当者だけではなく、それぞれの専門的な立場からや、いろいろな人の視点から捉えることで、子どものより多くの姿がみえてきます。どのような姿がみられ、困っていることは何か、どのような援助が必要か、個別の指導計画を職員全員で共通理解し合います。それぞれの立場でかかわり、小さな変化も見逃さず報告し合いみんなで育てていくことです。

また、保育者の、困っている子どもへのかかわり方（声かけや対応）が他の子どもたちも育てています。そして他の子どもたちの育ちが支援の効果にもつながっていくと考えます。

### <研修の実施>

職員一人一人が基本的な専門知識を学び、発達や行動の特徴を理解するために研修を実施します。しかし子ども一人一人、特性は違いますので決めつけてしまうことのないよう考慮しなければなりません。

具体的に実践を出し合い園内で研修を進めていく際に、実践の報告だけで終わらず、しっかり評価し次の課題を検討し共通理解していくことが必要です。園内だけでは限界もあるので、専門機関等のアドバイスを受けることも大切です。

園での研修はもちろんですが、市全体で取り組み、計画的・体系的に実施していくことが重要です。

#### 実践のポイント（これだけは・落とさないように！）

- ① 専門知識を学び理解し、職員一人一人がスキルアップしていくこと。
- ② ありのままを受け止め、共通理解してみんなで育てること。

## Q 39 ~ Q 41

Q39 「園長・所長のリーダーシップ」とは、具体的にどのようなことですか。

Q40 「チーム支援」とは、具体的にどのようなことですか。

Q41 研修を実施したいのですが、どのようなことを考慮すればよいですか。

### ＜園長・所長のリーダーシップ＞

特別支援教育の園内体制の確立のためには、特別支援教育に対する園長の理解とリーダーシップが不可欠です。園長の指導のもと、特別支援教育コーディネーターが、連絡や調整を図り、すべての教職員の共通理解の上、連携した指導が望まれます。その際、各担任と、特別支援教育コーディネーターの連携については、特に留意する必要があります。なお、特別支援教育コーディネーターの選出に当たっては、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量をもった人材を選ぶようにすることが望ましく、また、園務分掌に明確に位置付けることが必要です。園内体制は、幼稚園経営として行われる必要があり、園長の率先した推進・バックアップが重要になります。

### ＜チーム支援＞

子どもの障害の特性を教職員全員で共通理解し適切な指導・支援を工夫していき、相談しやすい体制を整備し、特別支援教育担当者や担任が協力関係を築いていく必要があります。日常的に情報交換を行い話しやすい関係を作っておくことが大切です。その際、考えを十分に受け止めながら、適切な支援や対応についてともに考えていく姿勢で臨むことが重要です。また、担任等を園内で育てる体制を整え、チーム支援として、関係者が本人及び保護者の願いや目標、支援内容、支援方法等の情報を共有したり役割分担したりして、適切な支援をしていくことが望まれます。

### ＜研修の実施＞

障害の特性や特別支援教育の考え方、子どもへの適切な指導および必要な支援の方法についての教職員の理解の状況は、様々であると考えます。このような教職員の認識の違いを十分踏まえた内容・方法で研修を実施することが望まれます。専門家による講話、事例検討会、研究授業などを年間の研修計画に位置付け園長をはじめ教職員全体の理解や指導力の向上に努めていくことが大切です。特に、発達障害に関する知識や基礎的な指導方法及び様々な障害に関する基礎的理解は、すべての教員が身につけていく必要があります。また、研修に当たっては、県教育委員会が作成した資料等を効果的に活用することも必要です。



### 実践のポイント （これだけは・落とさないように！）

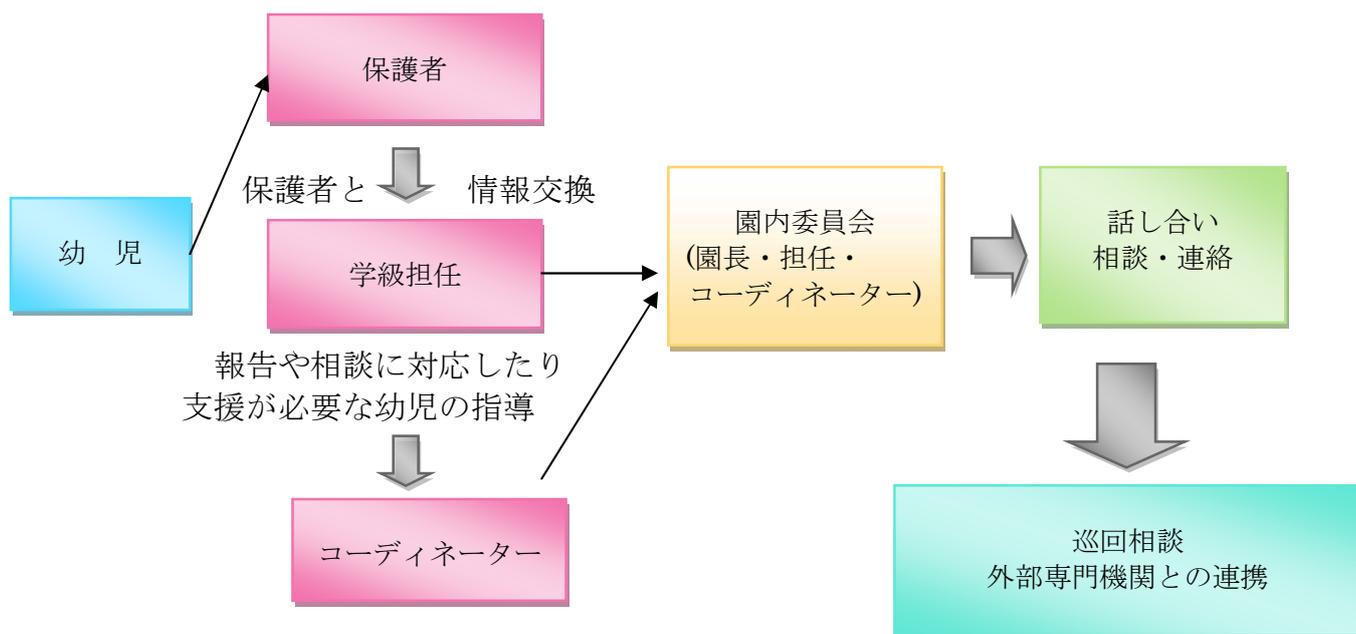
- ①幼稚園経営方針に位置づけた推進
- ②年間計画への園長参与
- ③特別支援教育コーディネーターへのバックアップ体制づくり
- ④保護者・地域へ窓口としての紹介
- ⑤支援会議への参加とかわり

Q42

特別支援教育コーディネーターに求められる役割は、どのようなことですか。

それぞれの園で特別支援教育を推進するリーダーの役割を担います。  
 かかわり合う人たちをつなぎ、知恵と力を引き出し子どもたちへの支援に結びつけていくことです。

1. 特別な教育的支援を必要とする幼児に対して、教育的ニーズに応じた指導・支援をしていくためには園内の協力体制づくりと保護者や関係機関等とのつながりが大切です。
2. 特別な教育的支援を必要とする幼児とその保護者、そして、学級担任が孤立しないように園内で共通理解をしながら指導・支援を進められる体制づくりをしていきます。



実践のポイント (これだけは・落とさないように!)

特別支援教育コーディネーターは、親とコミュニケーションを図りながら、悩みや相談に応じます。園内委員会では支援を必要としている子どもに適切な指導を速やかに行っていきます。

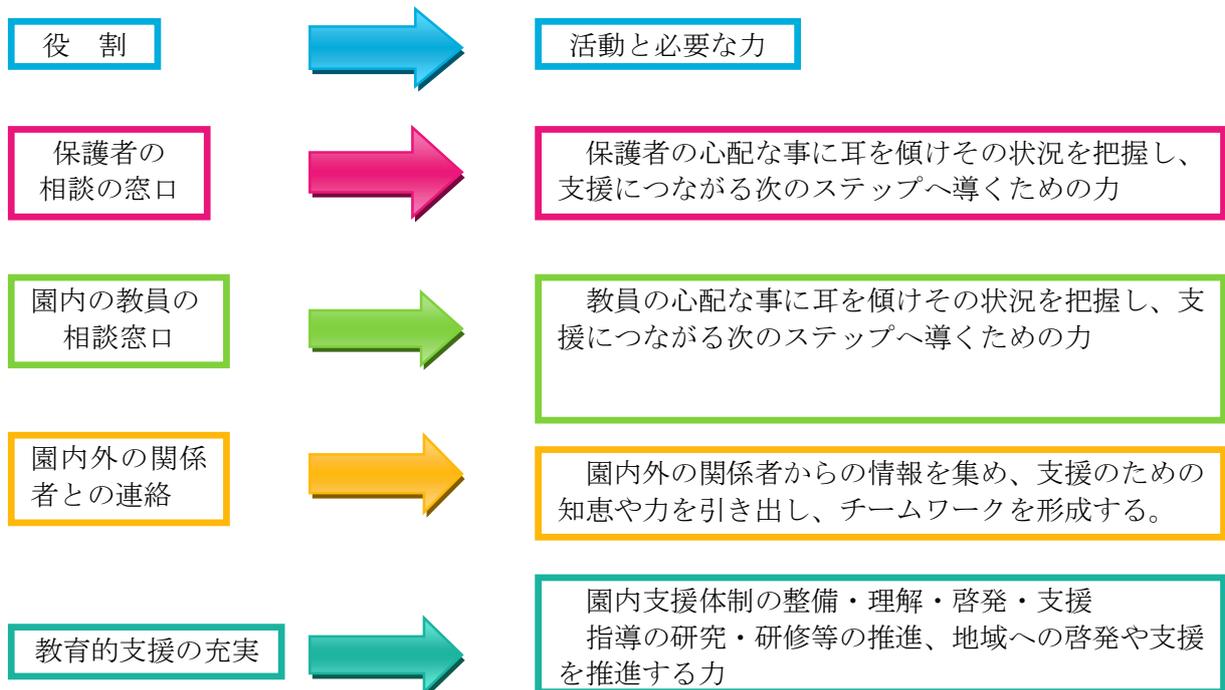
いずれにしても、その園の実情にあった形・やり方で発達障害の可能性のある幼児への支援を行っていくことが重要です。

発達障害の可能性のある幼児の実態把握の仕方や、適切な指導・支援の在り方などについて専門的な助言を求めたりする。

Q43

特別支援教育コーディネーターを指名する際には、どのようなことを配慮すればよいですか。

特別支援教育コーディネーターは、次のような力が求められます。園長は、特別支援教育コーディネーターが、園内でどのような役割を果たすのかを整理し、そのためには、だれに任せたらよいかを考え、指名します。



実践のポイント

(これだけは・落とさないように！)

知識や技能を初めから備えている教員はいません。経験や研修を積み上げる中で少しずつ広げたり深めたりしていくことができます。

それらの技能や資質を持っている他の教員と連携して組んでいくことが必要です。



## Q 42 ~ Q 43

## 保育所において

Q 42 特別支援教育コーディネーターの求められる役割とは、どのようなことですか。

Q 43 特別支援教育コーディネーターを指名する際には、どのようなことを考慮すればよいですか。

## Q 42

特別支援教育コーディネーターは、文部科学省に設置された「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が報告した「今後の特別支援の在り方について（最終報告）」で提言されたものです。その役割は、小中学校においては、「①保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、②学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者」とされています。つまり、保育所において特別な教育的支援が必要な子どもへの支援を、その園内にとどまらずに様々な外部の関係者や機関と連絡・調整しながら、その社会的資源を活用しながら組み立てていく役割を担います。

公・私立保育所では、特別支援教育コーディネーターを設置する義務はありませんが、障害のある子どもの適正な保育を行うために、同様の役割を担う職員がいたり、その機能を担う委員会等が必要となったりします。例えば、気になる子どもの支援計画を立てる際に、園長・主任保育士等が園内外と連絡・調整したりします。また、園から連絡・相談を受けた市の担当課や専門機関などが、必要に応じて子どもの状態について実地審査を行い、支援が必要な子どもかどうかを判定し、早期支援コーディネーターにつなげ、支援計画を組み立てます。

## Q 43

特別支援教育コーディネーターの指名に際しては、次の内容を考慮することが必要です。まず、特別な教育的支援を行う対象が乳幼児であることです。保護者にとっては“子育ての入り口”にいます。支援を必要としているかを適正に判断することや保護者との関わり方が課題になります。関係者や関係機関との連絡・調整も必要ですから、一定の知識や社会的信望を有し、守秘義務の厳守など励行できることは前提です。

具体的には、①判定が必要な根拠を示し、説明できること②保護者へ正しく伝え、連携・協働を進めていける人材が求められます。実態としては、園長が①窓口となり、現場に直接精通している主任保育士や現場リーダーが②の役割にあたっていると思われます。保育園は長時間子どもが生活する施設なため、職員はシフト制がとられています。全職員が情報を共有した上で、保護者に伝え説明することに難しい面があります。園全体の状況を比較的どの時間も把握しつなげていく中で、必要な支援を組み立てられる環境が望ましいことを考慮する必要があります。（現実的に保育所では、園長・主任・現場リーダーという立場の職員が、経験も豊かで信頼も厚く、保護者に伝達と説明のできる役割を担っていると考えられます。）



## 実践のポイント

時間に余裕がない保護者には、保護者へ寄り添いの支援を心掛けることが大変重要になります。

信頼関係を早く作り、話がつながりやすくするために説明を丁寧なことに、専門性や社会性を身につけて、共に考える姿勢が大切です。

## Q44

特別支援教育コーディネーターの年間活動計画を立てたいのですが、どのようなことに考慮すればよいですか。

特別支援教育コーディネーターは、園内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する園の窓口として、園内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者を指します。

例えば、こんな仕事が考えられます



## ○園内では

- ・園内委員会の計画・運営をする。
- ・実態把握のための手だてを職員に提示する。
- ・園内研修会の企画・運営（講師招聘等）をする。
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用に向けて計画・運営をする。
- ・チームを組織する。原案を作る。
- ・担任の相談に応じる。（担任支援）
- ・打ち合わせや職員会議を活用し、全職員の共通理解を図る。
- ・ケース会議を開く。
- ・支援を必要としている子どもの情報等を、管理職に随時報告・相談する。

## ○園外では

- ・特別支援アドバイザー（県）の要請依頼をかける。
- ・必要に応じて、関係機関（小学校・医療機関・福祉機関・特別支援学校等）と連絡を取り合う。

## ○保護者対応では

- ・保護者の相談窓口となる。（保護者支援）

特別支援教育コーディネーターは、園内において特別支援教育推進の要となります。

園内にあるバラバラの支援方法等をつなぎ、チーム支援のリーダー役を担います。



そこで、次のような活動の方針を立てました。

(1) ねらい

家庭や関係機関と連携し、個々に応じた指導・支援の内容や方法を工夫して、安定した園生活のための取組を行っていく。

(2) 関係機関との連携

発達相談センター・こども保育課・総合教育センター・指導課・子育て支援課等と連携を取り、個々の指導・支援の内容や方法を工夫しながら改善を図っていく。

(3) 年間活動計画を立て、意図的・継続的に取り組む。

<年間活動計画の例1 A市B幼稚園>

【特徴 : 項目別に整理し、広範囲に活動している】

月	個別支援の充実	職員の指導力の向上	保護者・関係機関との連携
4月	実態調査		保護者面談
5月		第1回ケース会議	関係機関への連絡
6月	個別の指導計画作成		巡回指導
7月			
8月	支援グッズ作成	第1回全体研修会 (全職員参加・講話)	※外部講師依頼
9月			
10月			
11月			巡回指導
12月	個別の指導計画評価		
1月		第2回全体研修会 (全職員参加・演習)	※外部講師依頼
2月	引き継ぎ資料準備	園内実践発表会	
3月	個別の指導計画評価 個別の教育支援計画評価 引き継ぎ資料整理		個別の教育支援計画見直し のための拡大会議出席依頼



## <年間活動計画の例2 (C市 D幼稚園)>

### 【特徴】

市センターの定期巡回相談と、外部支援事業（特別支援アドバイザー等）を組み合わせ活用し、特別な支援を必要としている子どもの正しい実態把握に努めている。

いろいろな人に子どもたちの変容を見てもらい、取組の評価をしながら（PDCAサイクル）より良い支援を行おうとしている。

期 日	内 容	備考
4月中旬	・特別な支援が必要な子どもについて話し合う。	園内
6月中旬～	・特別支援アドバイザーを招き、実態把握の仕方やよりよい支援について研修する。（外部支援1回目） ・園の課題を明らかにする。 ・個別の指導計画を作成する。	
6月下旬～ 8月	・個別の指導計画をもとに、保護者及び特別支援アドバイザーと担任の三者で話し合い、個別支援計画の作成を進める。	
5月下旬～ 7月	・センター等、相談機関の巡回相談を利用（巡回1回目） （子どもの集団生活の様子を見てもらう） ・子どもの発達を専門分野からみた情報を聞き、より良い支援につなげる。	
9月中旬	・特別な支援が必要な子どもについて話し合う。	園内
10月～ 12月	・センター等、相談機関の巡回相談を利用（巡回2回目） （子どもの集団生活の様子を見てもらう） ・子どもの発達を専門分野からみた情報を聞き、より良い支援につなげる。	
1月中旬	・特別な支援が必要な子どもについて話し合う。	
2月上旬	・特別支援アドバイザーを招き、子どもの変容の様子を見てもらい手だての評価をした上で、必要があれば改善をしていく。（外部支援2回目） ・職員間の連携について研修する。	
1月中旬～ 2月下旬	・センター等、相談機関の巡回相談を利用（巡回3回目） （子どもの集団生活の様子と、1年間の成長を見てもらう） ・個別の指導計画の評価と、来年度の目標設定をする。	

### 実践のポイント

○子ども一人一人の実態と教育的ニーズを踏まえた計画作り

○将来の自立と社会参加に向けた継続的な取組



Q45

ケース会議を開催する際には、どのようなことを考慮すればよいですか。

園内委員会

特別支援教育コーディネーター  
園長・副園長・学年主任・学級担任  
等



○個別の教育的支援を必要としている子どもを発見した際は、速やかに対応し、早期に適切な支援を提供します。



親と情報交換を行ったり、親からの相談や悩みを聴いたりします。

○個別の教育的支援を必要としている子どもが在籍しているクラスの担任が一人で問題を抱え込むことがないようにします。

実践のポイント

(これだけは・落とさないように!)

委員会では支援を必要としている子どもに適切な指導を速やかに行っていきます。

また、その園の実情にあった形・やり方で発達障害のある子どもの支援を行っていくことが重要です。

○その子どもと直接かかわる担任だけでなく、園長の指導方針のもと、全職員で共通理解を図りながら指導をしていきます。



## Q45

ケース会議を開催する際には、どのようなことを考慮すればよいですか。

## 1. ケース会議について

ケース会議では、一人の子どもを真ん中にして、その子どもにかかわる人が集まり、それぞれの立場（視点）から、支援方法等について意見を出し合います。



会議の意義と目的は、次のとおりです。

- ① 子どもにかかわる多くの人それぞれの立場から意見を出し合うことで、より客観的にその子どもを知り得る。
- ② 語り合うことで、子どもの本当の願いに近づくことができる。
- ③ 情報を共有でき、支援の方法（何を、誰が、どこで、いつ、どの様に）等に一貫性を持たせることができる。
- ④ 支援する周りの人の気持ちが一つになり、支援を統一できる。等です。

## 2. ケース会議で考慮すべきこと（手順の中で）

## (1) 会議の準備

- ア ケースについて園生活上での記録（写真を含む）を用意する。さらに、家庭での様子（保護者の就労状況、兄弟姉妹や生活等）の情報を連絡帳などで知り得ておく（書き出す）。
- イ 担当は記録を園長に提出するとともに、困っている事項と検討課題を明確にしておく。
- ウ 園長はそれを主任に伝え、会議の日程と参加者（役割＝進行係と記録係）を決める。
- エ 会議までに、子どもの園生活の様子を再度観察して、それぞれが記録しておく。また、かかわりのある保育士等にも聞き取りをしておく。

## (2) 会議の進行

- ア 担当は、記録をもとに①困っている内容②検討すべき事項を説明する。まずは、事実関係のみ述べ、担当しての意見は検討の段階で述べる。
- イ 説明では、現在の対応状況とその効果、保護者の対応などに触れる。
- ウ 参加者は、それぞれの立場から積極的に発言し合う。その際には、①質問と②意見とを区分する。そして、担当へ批判的発言は避け、違った視点での発言を心がける。進行役は、参加した誰もがきたんなく意見が出せるよう配慮する。
- エ ケースについて共通認識を確認し、意見を集約して支援の方向性を見つける。特定の人の意見にまとめるのではなく、全員で決めるよう努める。
- オ 複数の仮説を立て、ある程度の方向性や改善策をまとめる。改善策は、長期・短期の目標を決め、誰が何をするのか具体的に明確に定める。
- カ 担当は、記録用紙（支援設計PDCAシート）に記録する。
- キ 次回のケース会議の日程と参加者を決める。

(3) 会議終了後

- ア 参加者に会議録を配付する。会議録には、決定した事項・役割を記載する。
- イ 担当者は、参加者以外の職員に伝達と協力要請をする。(場合によっては、園長や主任から伝える。なお、緊急性の高いケースは、即時に対応する。)



### 実践のポイント

子どもの情報を様々な時間帯の職員が共有していることが大切です。

また、その対応は一貫していることが大切です。

そのためには、自由に意見の出せる環境を作り、全職員が納得をしながら進めるようにすることが望ましいです。

Q46

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用する際には、どのようにすればよいですか。

○いつ作り始めるの？

⇒「気になるな」と思ったときがスタートです。

○誰が作るの？

⇒一番身近にいる担任（担当）や特別支援教育コーディネーター等が中心です。

※ただし、個人に任せるのではなく園全体で検討していただくことが必要です。

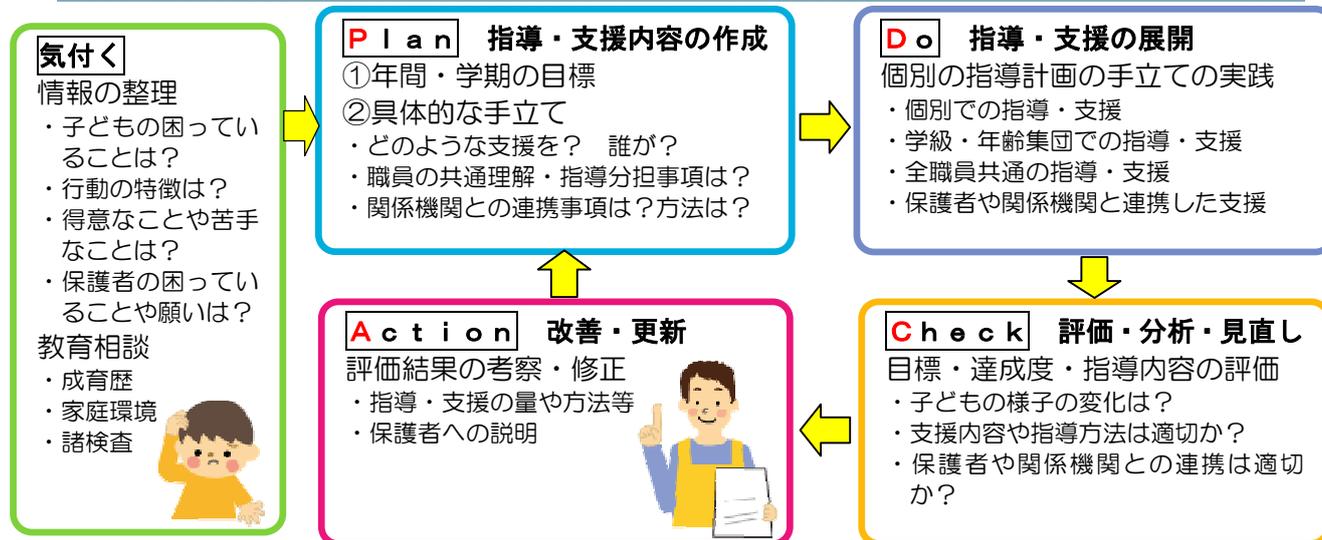
保護者の意見を聞いて共通理解を図ることや関係機関と連携・協力することも欠かせません。

○作成した計画はどのように活用していくの？

⇒PDCAサイクルの支援が効果的です。作成と活用はセットで考え、実践の評価が次の計画作成に結び付くようにします。



個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用の流れ（PDCAサイクル）



実践のポイント（これだけは・落とさないように！）

- 「作成」が目的ではなく「活用」が目的  
⇒共通理解や指導の分担、連携した支援、指導・支援の見直し等で「活用」
- 形にとらわれず、「保育の記録」を活用して
- 短い文で・書き加えられるように・複数の目と手で・理由を添えて  
⇒「何(内容)を、どのように(方法)したら、どうなった(結果)か」



「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」とは

○個別の教育支援計画＜生活全般にわたるナビ＞

特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

○個別の指導計画＜学校生活のナビ＞

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

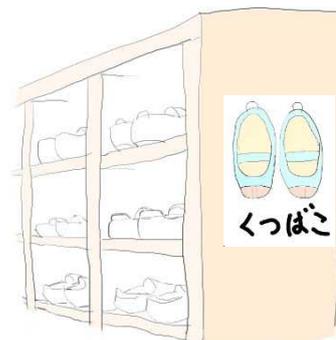
Q47

「幼稚園・保育所におけるユニバーサルデザイン化」とは、具体的にどのようなことですか。

用具や遊具、教室の備品の配置、掲示など、年齢や障害のあるなしに関わらず、どの子どもにも使いやすい・活動しやすい・わかりやすいものにするのが「ユニバーサルデザイン化」です。また、活動の中で、先生の指示や説明をどの子どもにもわかりやすくすることも「ユニバーサルデザイン化」と考えられます。

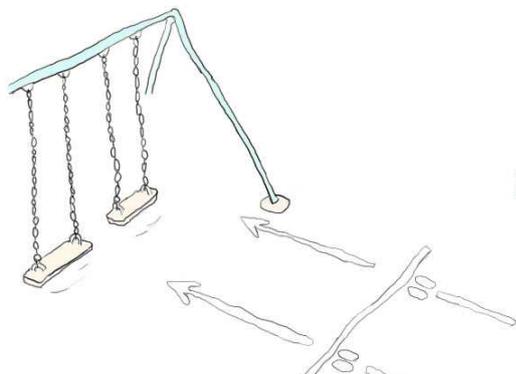


《ユニバーサルデザインの例》



**生活** 1日の予定、手の洗い方、給食の手順など生活や活動の流れを掲示

**道具** 片付ける場所に絵と文字の表示、片付け方を図で表示



**遊具** 順番を待つ位置や並ぶ位置、動線を示した線・矢印



**指示や説明** 図や絵を使った説明、活動の手順を示した図、一指一事

**施設** 身長に関係なく使いやすいトイレ、段差のない床、出入り口スロープの設置、広めの出入り口

実践のポイント

言葉だけでは伝わりにくいことも、絵や図で補うことでずっとわかりやすくなります。また、使いやすい棚や机の配置、工夫された道具の活用など、様々考えられます。

**「わかりやすく、使いやすく、活動しやすく」** しようとする**先生方の意識**が大切です。

《参考》ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。教育関係者が使う場合は、どの子にもわかりやすい授業やどの子も参加しやすい活動のための工夫の意味で用いられることが多い。

これに対して、バリアフリーは、障害のある人が生活を営む上で支障が無いように商品や建物を作ること。バリアフリーは、ユニバーサルデザインに含まれるとされることがある。

Q48

幼稚園・保育所における「基礎的環境整備」と「合理的配慮」とは、具体的にどのようなことですか。

＜合理的配慮＞

合理的配慮は、障害のある子どもの教育的ニーズ等に応じて、その子どもが園生活や学習ができるようにするための支援と考えることができます。

例えば、「全体に指示しても動けない子どもは、個別に声を掛け、手を引いて連れて行く。」「わかりやすいように、ゆっくり繰り返し話して伝える。」等、このQ&A集に示されている支援は、合理的配慮の具体例です。

ただし、同様の障害のある子どもでも、障害の状況は一人一人違いますから、合理的配慮も一人一人に応じて工夫する必要があります。

＜基礎的環境整備＞

ある合理的配慮を行おうとするとき、担任一人の対応だけではなく、施設や教具が必要になったりすることがあります。基礎的環境整備とは、合理的配慮を行うために、その前提として必要とされる環境の整備を意味します。

施設設備の整備等は、公立の園においては、主に市町村等が行うこととなりますが、園内で行われることもあります。

例えば、「園内で委員会を定期的に関き、障害のある子どもの対応について話し合う。」「パニックを起こしたときのために、クールダウン用のスペースを用意しておく。」「特別支援教育コーディネーターを指名して園内の体制を整えておく」などが考えられます。

＜合理的配慮と基礎的環境整備の関係＞

「パニックを起こしたときのために、クールダウン用のスペースを用意しておく」ことは、Aちゃんのために用意すれば合理的配慮になりますし、特定の子どもに限らず、パニックを起こしたときのために用意しておく基礎的環境整備の一環になります。

合理的配慮は、一人一人それぞれに行われるものですが、基礎的環境整備は、障害のある子どもたち全体を念頭に行われることと整理することができます。大切なことは、どちらに入るかではなく、どちらも必要なことで、各園においては、個別の支援と環境整備の両面を充実するよう努力することが大切です。

【参考】

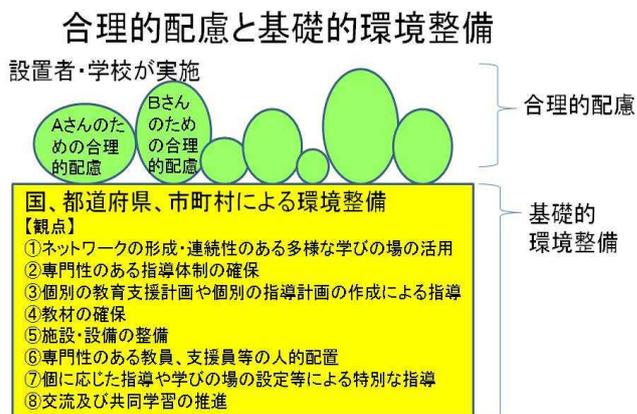
教育における「合理的配慮」の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

「基礎的環境整備」の定義

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月、中教審初等中等教育分科会）による。



## <こんな時は？>

保護者「うちの子どもは、目を離すと何をしでかすか心配なので、先生がずっと見ていてください。」

**Point** 担任が、一人の子どもをずっと見ているということは、他の子どもの面倒を見ることができなくなるということです。

その子どもにとって必要だと思われることでも、現実的には、合理的ではありません。このような場合は、合理的配慮とは言えず、過度の要求となります。また、本人が、そこまで面倒を見なくても十分に園の生活をやっていける実態である場合も、教育的ニーズに合致せず、過度の要求になります。

**Point** 他の先生を付けるということも考えられますが、他の先生もそれぞれクラスを持ち、その子どもを見に行っている時間がない場合は、合理的ではありません。ただし、特定の時間が空いている先生がいれば、その時間に見に行くことは、合理的と考えられます。場合によっては、園長が見に行くということも考えられます。ただし、子どもどもを見ていなくても、園を運営する上で不可欠の業務で手が離せない場合は、合理的でないと考えられます。

**Point** 現実的に先生をつけることが難しい場合も、このことを理由に、安易に何もしないということがあってはなりません。

例えば、

- ・担任が個別に見る回数を増やす。
- ・特に行動が心配な園庭での活動の時は、他の先生をつける。
- ・園全体の勤務態勢を見直し、誰かが見に行けるように組み直す。
- ・2クラス合同にして、一人の先生が個別に見る。
- ・市町村に支援員の配置を要請する。
- ・地域や保護者から、ボランティアを募る。

など、可能な対応を検討し、最大限の努力をする必要があります。また、どの配慮が合理的かを保護者と十分に相談をして合意形成をする必要があります。



### 実践のポイント（これだけは・落とさないように！）

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その子どもがより自立した生活や学習を行っていけるようにしていくことが大切です。

さらに、将来の就学を念頭に、必要な支援を計画的に行うことも必要です。

また、他の子どもの教育・保育に支障をきたしたり、園の運営を困難にしたりするようなことは、たとえ、その配慮が望ましい場合でも、合理的配慮とは言えません。

しかし、これは、可能な最大限の努力をすることが前提ですので、安易にこのことを理由にして支援を行わないことがあってはなりません。

大切なことは、「子どもの成長のために必要なことは何か」、「園にできること、保護者が行うべきことは何か」などについて、**保護者と丁寧に相談を行い、合理的配慮について共通理解を図っていくこと**です。

Q49

保護者に、発達障害の可能性のある幼児の苦手さや不安感を伝える時には、どのようなことに配慮すればよいですか。

- はじめに**：保育者は、子どもの出来ている部分を認めてあげましょう。
- ・日頃から子どもの言動をよく見て、特性を把握します。
  - ・出来ている部分について、子どもに向き合いほめましょう。
  - ・子どもの出来ている部分について、保護者へ日頃から伝えましょう。



**次に**：「この部分はとてもよくできていますよ。」と、園でのできている様子を先に伝えながら、家庭生活における状況を引き出します。

例)

現在のお子さんの状況について、「Aちゃんはここがいつも上手にできてすごいですねー。ただ、こういったところが少し苦手なようですけど、お母さんはそういう時どうしているの？」と園での様子を伝えながら、家庭での状況やその時の対応方法について伺います。



**聞き取りしたら**：現在の園での関わり方、対応の仕方について保護者に伝えます。

例)

- ・全体指示で課題に乗れない場合は個別指示も必要です。
- ・いつも同じスケジュールにし、変更は事前に知らせましょう。
- ・言葉だけで伝えず、写真や絵カードなど視覚化を図りましょう。
- ・手順表だけでは困難な場合、声掛けをしましょう。
- ・椅子の高さや滑り止めシートの利用などで、落ち着いて座っていただけるように工夫しましょう。etc



実践のポイント  
(これだけは・落とさないように！)

- ① 信頼関係を構築するため、日頃から保護者とのコミュニケーションを図りましょう。
- ② 連絡帳などを利用してもよいでしょう。
- ③ 面談には複数で、また、十分な時間をとりましょう。
- ④ 診断はしません。
- ⑤ 一定期間、あるいは入園当初から多角的に対応しているが変化のない場合などには、専門の相談 窓口や地域の相談窓口をお勧めしましょう。



## Q50

就学相談につなげるためには、保護者とどのように連携していけばよいですか。

園で他児と少し違った行動や言動が目立ち、担任の先生だけでなく園全体で気になるAちゃん

例えば、生活面では片付けができなかったり、忘れ物が多かったりします。行動面では、勝ち負けを非常に意識するなど他児とのトラブルも絶えません。言語面では、年齢相応ではない難しいことを言ったりします。

園でも時々、保護者に伝えていましたが、家庭では目立って、そのような状況がないため、あまり気になっていないようでした。園として、どのように対応していったら良いのか、会議が持たれることになりました。そこで出た具体的な方法として、園での様子を、「困っている」という伝え方でなく、「こういう工夫をすとうまくできている」という視点から伝えるようにしました。Aちゃんの良いところもいっぱい伝えるように心がけました。また、日常的な園での様子を見てもらうため、自由に参観してもらうことを、保護者に勧めていきました。

そのようなことを繰り返し行うことで、段々とAちゃんの園での様子を母親が理解するようになってきました。同時に就学を迎えるにあたって、母親の不安が高まってきたこともあり、園として相談機関を紹介しました。やがて、就学先の小学校に丁寧な引継ぎが出来るような状況にまでなりました。

保護者に園でのA君の様子や特性を伝えることは時間がかかりましたが、就学の前には、母親だけでなく、父親も含めて園での話し合いや情報交換ができるようになりました。

保護者との信頼関係の築き上げの中で、園としてのAちゃんへの愛情あふれた想いが保護者に伝わり、就学相談への道が開けたと言っても良いと思われる事例でした。

### 実践のポイント

- ① 保護者との信頼関係の構築を第一にすること。
- ② 事実として、良いことも悪いことも伝えていくこと。
- ③ 保護者の気持ちに寄り添うこと。



Q 51 ~ Q 52

関係・相談機関とは、どのように連携すればよいですか。



・個性なのか、障害なのか…  
発達レベルの判断に迷うなあ。



・保護者も悩んでいるみたいだけど…  
・保護者にどのように話せば、協力や連携  
ができるのかしら？



困ったときが連携の  
始まりでは  
ありません。

日常から  
関係・相談  
機関と連携  
していくこと  
が良好な  
保育につながります。



こんなときは、関係・相談機関との連携を図りましょう。  
関係・相談機関との連携で、様々な「専門家」からの支援等が受けられます。

(1) 子どもへの個別の指導・支援

子どもが定期的に通い、専門的な指導・支援を個別に受けられることができる機関との連携  
個別の指導・支援が受けられるようになったら、その内容や方法、子どもの様子を関係・相談  
機関から聞いて、園での生活でもその方法を生かすことができます。

(2) 担任への支援

担任が相談し、子どもの理解の仕方や支援の方法を助言してもらえる機関との連携  
担任やコーディネーターが出向いて相談・協議したり、巡回相談として園に来てもらったり  
することができます。園内委員会や園内研修に参加してもらい助言してもらうこともできます。

(3) 保護者の相談

保護者が、子育ての悩みや疑問等を相談できる機関との連携  
保護者が悩みを聞いてもらうことで安心・安定することができます。また、子どもの医学的・  
心理学的な情報を提供してくれたり、子どもとのかかわり方などの助言をしてくれたりします。

なお、個人情報保護の配慮を忘れてはいけません。保護者の了解を得た上で、保護者と共に連携していきましょう。



関係・相談機関には、どのようなものがあるのですか？

関係機関には「教育」「福祉」「医療」などがあります。

○教育機関：教育委員会（教育事務所）、教育センター、特別支援学校、  
小学校、中学校 など

※教育委員会（教育事務所）、教育センターでは特別支援アドバイザー等による教育相談や  
巡回相談を行っています。また、特別支援学校からは、障害の状態や特性に応じた指導方  
法についての教育相談や研修での助言を受けることができます。近隣の小中学校にも特別  
支援教育コーディネーターがおり、就学や指導・支援について助言を受けることができま  
す。

○福祉機関：市町村障害福祉関係課、健康福祉センター（保健所）、  
保健センター、児童相談所 など

※福祉機関では、医学的・心理学的・社会的・精神衛生上の面から判断・判定できる専門  
家による助言や、各種専門機関の案内等を受けることができます。

○医療機関：保健所（保健師等）、主治医、地域の医療機関（小児科・  
精神科）など

※医療機関では、子どもが困っていることの医学的背景、医療上の配慮事項等の情報の共通  
理解を図ることができます。服薬の注意事項についても知ることができます。また、園で  
の様子を伝え、理解や支援の仕方等について助言を受けることができます。





連携や協力の大切さはわかりましたが、「だれが」「どこに」「どのように」相談して進めたらよいのでしょうか？

園の体制を整備し、組織的に連携を進めていきましょう。

**「だれが」**

特別支援教育コーディネーターが一般的ですが、外部との連絡・調整がしやすい管理職・主任などの場合もあります。

**「どこに」**

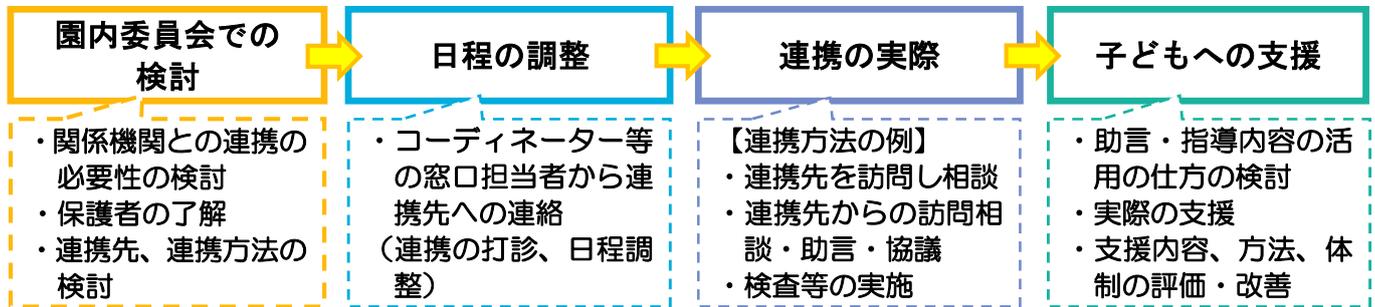
子どもや保護者の困っていること、園として相談・連携したいことによって変わります。地域の情報を集め、関係機関リストを作成しておくとう便利です。**※14章 資料5に、「相談・連携連絡先一覧」が載っています。**

**「どのように」**

園内委員会などで検討してから連携を進めることが望ましいです。担当任せではなく、組織で連携し支援体制を整えていきましょう。



**関係・相談機関との連携の手順例**



子どもに関する具体的な相談の窓口にはどのようなものがありますか？

**【母子保健推進員】**

母性及び乳幼児の健康保持増進のため、地域の母子と市町村のパイプ役として各種母子保健事業の周知・協力、地域住民の自主的な活動の支援等を行っています。

**【家庭児童相談室及び家庭相談員】**

児童福祉の向上を図るため、県や市の福祉事務所に専門の職員（家庭相談員）を置き、専門的立場から家庭における児童養育等について相談に応ずる身近な相談機関です。

**【地域子育て支援センター】**

地域の子育て支援の中核施設である保育を地域子育て支援センターとして位置づけ、入所児童だけでなく、在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を進めています。また、専任指導員を配置し、子育て相談、子育てサークルの育成、情報提供等を実施しています。

**【児童相談所】**

子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、問題の原因やどのようにしたら子どもの健全育成が図れるかを専門的に調査・判定し、その子どもに最も適して指導を行います。

**【千葉県総合教育センター特別支援教育部、県内各特別支援学校】**

特別な教育支援の必要な子どもについて教育相談を行っています。また、家庭生活や発達のこと、その他の心配事についても相談を行っています。

**【子ども・家庭110番】**

子どもの発達や子育て不安など子どもに関わるさまざまな相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を設置し、専門の電話相談員が夜間・土・日・祝日の相談にも応じています。



Q 53

外部サポーター等とは、どのようなことを連携すればよいですか。

**(1) 中核地域生活支援センター**

ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、365日24時間体制で地域住民の福祉向上を図ることを目的として、次の事業を行っています。

- ・「地域総合コーディネート事業」
- ・「相談事業」
- ・「権利擁護事業」等必要な事業。

相談等に当たっては、電話だけでなく家庭等を訪問するなどの様々な方法により応じています。

今までサービスの届きにくかった方々にも、当事者の代弁者となる活動をすることによって、制度の隙間を埋めて行こうとするものです。家族の支援も含めて丸ごと相談に乗り調整します。

**(2) 特別支援アドバイザー事業**

公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じて、臨床心理士等の資格を持ち、専門的知見のある「特別支援アドバイザー」を派遣します。障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に助言・援助を行い、特別支援教育の充実を図る事業です。

※派遣を希望する市町村立学校は市町村立教育委員会に、県立学校は教育事務所にお問い合わせください。

**実践のポイント1**

次のことを明確にしておくとう有効に活用できます。

- ① 家庭のニーズは何か。
- ② 何をしてもらいたくてつなぐのか。
- ③ どこがどのように心配なのか。



**実践のポイント2**

保護者にしっかりと理解してもらって連携するようにしましょう。

「とにかく連絡してみてください」では、うまくつながりません

**実践のポイント3**

外部サポーターを活用するときには、そのサポーターにどんなことをお願いするのか明確にして依頼することが大切です。「活用したい」と思ったら、まずは連絡をしましょう。詳しく説明してくれます。

## Q54

小学校とは、どのように連携すればよいですか。

### 小学校との具体的な連携について



- 小学校と連携するためには、まず、子どもの情報を具体的に伝えるための資料をつくる必要があります。  
単に子どもの特性に関わるデータをまとめるのではなく、具体的なエピソードの入った情報が重要です。「～のように環境を整えると落ち着いて活動できる。」とか、「～のような言葉かけをすると指示が理解できる。」など子どもの周りの環境（人的、時間的、空間的、物的）の整え方と子どもの行動とをつないだ情報を学校側に伝えることで、小学校では受け入れのための具体的な手だてや支援の方向性が立てやすくなります。
- 小学校で、連携・支援ファイル（個別の教育支援計画等）を作成している場合があります。引き継ぎ先の小学校の特別支援教育コーディネーターに問い合わせて確かめてください。
- 連携することの利点を保護者に伝えて、連携に協力してもらいましょう。連携することで、園からの依頼だけでなく、小学校からの情報（学習や生活についての環境等）に基づき、幼稚園や保育所側としても就学までに子どもたちが身に付けておくべきことについての見直しをするよい機会にもなります。
- 連携をする時期については、幼稚園や保育所・小学校ともに行事などの関係で無理のない時期に行うのがよいでしょう。

### 保護者と小学校との具体的な連携について

- 10月～11月頃に実施される就学児の健康診断の際に、保護者は小学校の管理職等との面談を行いますので、その時に子どもの支援に関わる情報や学校側の受け入れ体制の状況等を確認できます。
- 学校によっては、体験入学を実施し、事前に子どもを学校に慣れさせるための準備をしてくれる場合もありますので、問い合わせてみましょう。  
このような取組は、保護者だけでなく、本人にとっても新しい環境に対する見通しがもてますので、可能であれば、ぜひ実現させるとよいでしょう。
- 保護者によっては、学校側との話し合いや見学等を不安に感じる方もいるので、保護者の思いに寄り添いながら、よりよい就学に向けて、共に考えていくという姿勢を持ちながら進めていくことが大切です。

### 実践のポイント

- ① 個人情報の受け渡しには十分注意
- ② 子どもや保護者に寄り添った就学相談や引き継ぎが大切
- ③ 就学先小学校の特別支援教育コーディネーターとの連携



## Q55

就学までの流れの中で、どのようなことを考慮すればよいですか。

### 幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行

- 特別な教育的支援を必要とする子ども達の就学相談は、居住する市町村の教育委員会が窓口となっています。就学相談から、子どもの学習面・行動面・生活面・社会性などの実態、就学に関する保護者の意向、在籍校・園（所）の意見などの調査や心理検査を実施し、情報をまとめます。
- 市町村の教育委員会が設定する就学指導委員会（教育支援委員会）では、子どもの情報と就学基準を元に、就学及び就学後の教育内容について話し合い、適切と思われる就学先について意見をまとめて示します。

### 幼稚園・保育所でできること



- 子どもの実態や特別な教育的支援の内容を引き継ぐことは、子どもが、早く新しい環境に馴染むためにも重要なことです。保護者の協力を得ながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画、サポートファイル等に基づいて具体的な引き継ぎを行いましょ。その際は、認知面や行動面のことを記録などに基づいて話をするようになりますが、アセスメント（遠城寺 田中ビネー知能検査 WISC-IV 新版 K 式 S-M式社会生活検査）等の結果があれば、それも準備しておくといいでしょう。また、①3歳児健診等の際に「気になる」と言われた点、②居住する教育委員会などに相談しているか、③療育機関で訓練などを受けているか、というような情報も把握しておくといいでしょう。
- 園の担任、相談担当者などが窓口となり、小学校の特別支援教育コーディネーターや、市町村教育委員会の就学担当者などが連携をとるようにするといいでしょう。その際は、個人情報に配慮しながら進めていくようにしましょ。
- 学校では、教育相談や見学・体験入学等を実施していますので、活用できるように情報提供してしましょ。保護者が申し込む場合は、事前に学校への連絡が必要になります。

### 実践のポイント

- ① 小学校、教育委員会の就学前相談などの情報をキャッチ
- ② 子どもや保護者によって個別の配慮が必要
- ③ 個人情報の取り扱い（関係書類、相談内容等）に注意

